

工事成績に係る努力要請に関する要領

(目的)

第1条 湯沢市工事成績評定要領に基づく、市が発注する工事のうち、65点未満と評定されたものについて、当該工事の工事成績を認識させ、今後より優良な工事成績を上げることができるよう、努力を促すことにより、工事の質的向上に資することを目的とする。

(努力要請の対象)

第2条 湯沢市工事成績評定要領に基づく、成績表定点が65点未満であった者とする。

(努力要請の方法)

第3条 努力要請は、原則として、工事検査を主管する部長が別紙様式1により、行うものとする。

(通知内容)

第4条 努力要請は、注意を喚起する必要がある項目を明示することによって行うこととし、細目の評定が各考査項目につき、dもしくはeの評定が付されたもの、法令遵守及び履行率の考査項目において減点評価されたものを指摘対象項目として取り扱うこととする。

(報告書の提出)

第5条 努力要請通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して10日以内に工事を主管する課と財政課へ改善内容を記載した報告書を提出するものとする。

(努力要請後の指導等)

第6条 努力要請通知を受けた請負者に対する指導等は、工事を主管する課(所)長及び施設長若しくは財政課検査班が行うものとする。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名様

部長

工事成績に係る努力要請について（通知）

平成 年度において貴社が施工した下記の工事について、工事成績の評定点が65点未満となっています。

つきましては、下記の評定内容を参考に、今後かかることのないよう努力要請をします。なお、2年以内に再度努力要請を受けた場合、入札参加に制限を加えるなど、何らかの処置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

工事名			
考 査 項 目	1. 施工体制	、 施工体制一般	/ 3.2点
		、 配置技術者	/ 3.8点
	2. 施工状況	、 施工管理	/ 11.1点
		、 工程管理	/ 9.4点
		、 安全対策	/ 12.7点
		、 対外関係	/ 3.4点
	3. 出来形及び 出来ばえ	、 出来形	/ 12.9点
		、 品質	/ 14.4点
		、 出来ばえ	/ 9.5点
	4. 工事特性	施工条件等への対応	/ 7.8点
	5. 創意工夫	創意工夫	/ 5.4点
	6. 社会性等	地域への貢献等	/ 6.4点
7. 法令遵守等			
8. 履行率等			
評定点合計			

（注1）評定点合計が65点未満の場合は、努力要請の対象となります。

（注2）考查項目の中で特に注意を要するものについては×印をつけています。